



禁止行為規定遵守措置等報告書

東経企営第13-56号

平成25年6月28日

総務大臣

新藤義孝殿

郵便番号 163-8019

住所 東京都新宿区西新宿3-19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきかいしゃ
東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

連絡先 経営企画部 営業企画部門

電気通信事業法第31条第7項の規定により、別紙のとおり禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

1. 電気通信事業法第31条第3項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項

イ. 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託した場合における、当該子会社ごとの内容は以下のとおり。

(1) 監督対象子会社の名称

「監督対象子会社」は、当社及び当社の子会社等がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する会社のうち、当社が電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を委託している会社であり、平成24年4月1日から平成24年6月30日の間においては32社、平成24年7月1日から平成25年3月31日の間においては28社です。具体的には、別添資料1のとおりです。

(2) 監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額

「監督対象子会社」に委託した業務の内容及びその委託額（平成24年度年額）は、別添資料2のとおりです。

(3) 監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨

「監督対象子会社」が委託を受けた業務に係る再委託の状況は、平成24年4月1日から平成24年6月30日の間においては32社中30社が、平成24年7月1日から平成25年3月31日の間においては28社中27社が再委託を実施しています。具体的には別添資料3のとおりです。

(4) 監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

「監督対象子会社」の総株主又は総社員の議決権に占める当社及び当社の子会社等の有する議決権の割合は、別添資料4のとおりです（平成25年3月31日現在）。

(5) 自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

当社の役職員と監督対象子会社の役員に係る兼務の状況は、監督対象子会社の173の役職を当社の役職員が兼任しており、その具体的な役職名は別添資料5のとおり

です（平成25年3月31日現在）。

□ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第30条第3項各号及び第31条第2項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行った監督の方法及びその実施状況

それぞれの監督対象子会社が、電気通信事業法第30条第3項各号及び第31条第2項各号に規定される行為（以下、禁止行為という。）を行わないよう、当該会社に対して行った監督の方法及びその実施状況は次のとおりです。

（1）監督の方法

① 合意書の締結

以下の内容を記載した合意書をそれぞれの監督対象子会社との間で締結しています。

〔禁止行為に関する合意書の内容〕

- ・電気通信事業法（第30条、第31条）の遵守
- ・社内規程、公正競争マニュアルの制定及び無断での改廃の禁止
- ・当社の求めに応じた報告の実施

② 禁止行為に関する規程及び公正競争マニュアルの制定

上記①の合意に基づき、それぞれの監督対象子会社において社内規程及び公正競争マニュアルを制定させています。

〔禁止行為に関する規程の内容〕

- ・電気通信事業法（第30条、第31条）の遵守
- ・禁止行為管理者の配置
- ・禁止行為管理者の責務（教育研修、事前確認・事後点検の実施、再委託先の監督）
- ・監督対象子会社における自社監査の実施
- ・当社が行う監査への対応
- ・是正措置（問題発生時の報告義務、是正指示への対応）

〔公正競争マニュアルの内容〕

- ・電気通信事業法（第30条、第31条）の遵守
- ・禁止行為を行わないために、業務運営上、留意すべき具体的なポイントや解説等

(2) 実施状況

- ① 禁止行為に関する合意書、禁止行為に関する規程、公正競争マニュアルの制定
全ての監督対象子会社において締結・制定済みであることを確認しています(平成25年3月31日時点)。
- ② 禁止行為管理者的配置
監督対象子会社における禁止行為に関する責任者として代表取締役社長等を定めていることを確認しています(平成25年3月31日時点)。
- ③ 教育研修の実施
平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間に、監督対象子会社において、社員等に対し、公正競争の確保、禁止行為の防止のための基礎的知識、遵守すべきポイント、具体的な事例等を内容とした次の2つの研修を実施しました。
 - i. 集合研修(対象は委託業務に従事する社員等を部下に持つ管理者(新任・転入者)、および、各組織において管理者を補佐する社員等)
実施者数: [REDACTED]人(実施率100%)
 - ii. e-ラーニング(対象は委託業務に従事する社員等)
実施者数: [REDACTED]人(実施率100%)
- ④ 事前確認・事後点検の実施
事前確認として、販売施策の実施のための契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックすることとしています。
事後点検は、当該チェックが行われたことを、当該直属上長が確認し、その確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を当社の監査部門が監査し、問題がなかったことを確認しました。(対象となる直属上長数: [REDACTED]人、実施率100%)
- ⑤ 再委託先の監督
監督対象子会社が再委託を行う場合には、再委託先の選定または変更に際して当社の承諾を義務付けています。
これについて、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間で有効であった再委託契約の全てについて実施していることを、当社委託元組織からの

報告に基づき確認しています。

これに加えて、監督対象子会社から再委託先に対して、禁止行為を行わないことについて依頼または指導・監督を実施することとしており、また、再委託先が当社グループ会社である場合には、監督対象子会社において、当社と同様の監督を実施することとしています。

⑥ それぞれの監督対象子会社の監査部門による監査

NTT東日本の監査部門の監査内容に準じて、それぞれの監督対象子会社の監査部門が監査を行うこととしており、平成25年5月21日までに全ての監督対象子会社において実施し、いずれも問題がなかったことを確認しています。

⑦ 当社の監査部門による監査

監督対象子会社が禁止行為に関する規程等を制定し、当該規程に定めている禁止行為管理者の配置、教育研修の実施、事前確認・事後点検の実施、再委託先に関する当社による承諾の取得等の措置を履行しているかについて、全ての監督対象子会社に対し、実地による監査を実施するとともに、平成25年3月31日時点の状況を書面により監査し、平成25年5月31日までに問題がなかったことを確認しています。

なお、監督対象子会社ごとの実施状況については、別添資料6のとおりです。

ハ. 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第30条第3項各号及び第31条第2項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

□(2)に記載した実施状況について、監査部門（業務監査室）による監査結果等をもとに、監督対象子会社への委託業務において、禁止行為に該当する行為がなかつたことを経営企画部が確認しています。

2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項

イ. 電気通信事業法施行規則（以下、施行規則という。）第22条の7第1号から第3号まで、第8号、第9号及び第13号の規定により整備した体制

（1）施行規則第22条の7第1号

施行規則第22条の7第1号に定める設備部門は、当社組織規程により定めており、具体的には別添資料7のとおりです

（2）施行規則第22条の7第2号、第8号及び第9号

施行規則第22条の7第2号に定める設備部門の長、および同第8号に定める情報管理責任者は、平成24年4月1日から平成24年6月14日までの間においては当時の常務取締役 山村雅之が、平成24年6月15日から平成25年3月31日までの間においては代表取締役 副社長 岡政秀があたっております。これは同第9号に定める「情報管理責任者は、設備部門の長をもつてこれに充てる」を充足しています。

（3）施行規則第22条の7第3号

施行規則第22条の7第6号の定めにより作成することとされている「設備部門の業務に従事する者（当該業務に従事していた者を含む。）が遵守すべき規程（以下、接続関連情報に関する規程という。）」において、本号に定める兼務の禁止を定めています。

（4）施行規則第22条の7第13号

施行規則第22条の7第13号に定める監視部門は、当社組織規程により情報セキュリティ推進部と定めています。

ロ. 施行規則第22条の7第4号の規定により区分した室の配置

設備部門の居室においては、設備部門以外の部門の業務に従事する者が容易に入退室できないよう、電子的認証装置や監視カメラ等により管理を徹底しています。

ハ. 施行規則第22条の7第5号の規定により構築したシステムの概要

施行規則第22条の7第5号に定める要件に基づき、構築したシステムの概要は次のとおりです。

接続関連情報を有するシステムは、主なアンバンドル機能に応じて大きく

- ・ドライカッパ、DSLに関する業務処理を行うシステム
 - ・番号ポータビリティ、マイライン等電話サービスに関する業務処理を行うシステム
 - ・ダークファイバに関する業務処理を行うシステム
 - ・接続専用線に関する業務処理を行うシステム
 - ・コロケーションに関する業務処理を行うシステム
- に分けられます。

これらのシステムのいずれについても、第5号イ、ロの要件に則り、当該システムを利用する業務（注文受付、設備設計・設備管理等）ごとに、当該業務を実施する組織をそれぞれ特定し、その組織を当該業務に係るシステム利用権限を付与することが適正な組織として定めるとともに、その権限の付与状況について定期的に棚卸しを行うことにより、接続関連情報の適正な取扱いを確保する仕組みとしています。

また、第5号ハの要件に則り、接続関連情報を有するシステムにおいて、システムの操作者が接続関連情報にアクセスした際に、当該操作者を識別するための情報、アクセスした日時、当該情報の内容について記録、保存する仕組みとしています。保存期間については、最大5年間（操作者が接続関連情報にアクセスした日を含む事業年度の末日の翌日から起算して4年間）としています。

二. 施行規則第22条の7第6号の規定により作成した規程

作成した規程は、別添資料8のとおりです。

その主な内容は、以下のとおりです。

- ① 設備部門の範囲
- ② 設備部門の業務に従事する社員等（当該業務に従事していた者を含む。）における接続関連情報の目的外利用の禁止
- ③ 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務禁止
- ④ 設備部門の体制
 - ・設備部門における接続関連情報の適正な管理の責任者として「情報管理責任者」を置き、設備部門の長がこれをつとめること
 - ・「情報管理責任者」を補佐する役割として「接続関連情報適正利用管理者」とび「接続関連情報適正利用補助者」を設備部門を構成する組織ごとに置くこと
- ⑤ 情報管理責任者の責務等
 - ・設備部門の居室と設備部門以外の部門の居室の分離
 - ・設備部門の業務に従事する全ての社員等に対して、本規程の遵守のために必

要な研修の実施

- ・接続関連情報の管理の用に供するシステムの利用権限の管理、接続関連情報を入手した者を識別することができる情報及び入手日時等の保存
- ・承認のない接続関連情報の抽出禁止
- ・承認のない接続関連情報の持ち出し禁止
- ・委託契約における守秘義務等の規定や委託先における接続関連情報の取扱い状況の点検実施等、委託先の管理の実施
- ・接続関連情報の適正な取扱い状況の点検
- ・監視部門が行う書面若しくは実地による監視への協力

⑥ 同等性の確保

⑦ 規程違反時の報告

- ・接続関連情報の取扱いについて、違反その他の問題を発見したときは、速やかに監視部門にその事実及び対処等を報告

⑧ 監視部門の責務等

⑨ 監視部門の勧告に基づく是正義務

木. 施行規則第22条の7第7号の規定により実施した研修の内容

設備部門の業務の従事者を対象に接続関連情報に関する規程を遵守させるため、電気通信事業法改正の背景・概要、施行規則の求める要件、当該規程の解説（設備部門の設置、兼務の禁止、居室の分離、システム利用権限の管理等）を内容とする次の2つの研修を、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間実施しています。

（1）集合研修（対象は設備部門の組織の社員等を部下に持つ管理者（新任・転入者）、および、各組織において管理者を補佐する社員等）

実施者数： [REDACTED] 人

（2）e－ラーニング（対象は設備部門の業務に従事している社員等）

実施者数： [REDACTED] 人

ヘ. 施行規則第22条の7第10号の規定により実施した管理の内容

情報管理責任者は、接続関連情報に関する規程が設備部門の業務の従事者によって遵守されるよう、以下の項目について管理を実施しています。

（1）設備部門の体制

情報管理責任者は、当該責任者を補佐するものとして接続関連情報適正利用管理者及び接続関連情報適正利用補助者を各組織に配置し、接続関連情報の取扱いを管理しています。

(2) 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務の禁止

イ (3) に記載のとおり、接続関連情報に関する規程において、設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務の禁止を定めています。

(3) 設備部門と設備部門以外の部門の居室の分離

口に記載のとおり、設備部門の居室においては、設備部門以外の部門の業務に従事する者が容易に入退室できないよう、電子的認証装置や監視カメラ等により管理を徹底しています。

(4) 研修の実施

ホに記載のとおり、接続関連情報に関する規程を遵守させるため、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間、設備部門の業務の従事者を対象に、電気通信事業法改正の背景・概要、施行規則の求める要件、当該規程の解説（設備部門の設置、兼務の禁止、居室の分離、システム利用権限の管理等）を内容とする集合研修とe-ラーニング研修を実施しています。

(5) システム利用権限の管理

ハに記載のとおり、接続関連情報を有するシステムのいずれについても、第5号イ、ロの要件に則り、当該システムを利用する業務（注文受付、設備設計・設備管理等）ごとに、当該業務を実施する組織をそれぞれ特定し、その組織を当該業務に係るシステム利用権限を付与することが適正な組織として定めるとともに、その権限の付与状況について定期的に棚卸しを行うことにより、接続関連情報の適正な取扱いを確保しています。

(6) 接続関連情報の持出し管理

接続関連情報については、他事業者と取り交す契約書等を郵送する場合のほか、設備部門において他事業者との協議を行う場合、設備部門間での会議を行う場合等、真に必要と認められる場合に限定し、必要最小限の情報を居室から持出すことを認めており、接続関連情報を当該居室から持出す場合には、持出す情報の内容、利用目的、

及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ることとしており、その旨を接続関連情報に関する規程に定めています。

(7) 委託先管理

- ・委託先との間で、接続関連情報の保護・秘密保持に関する契約を締結すること、
 - ・当該契約に定められている遵守事項について委託元が点検を実施すること、
- を接続関連情報に関する規程において定めています。

ト. 施行規則第22条の7第11号及び第12号の規定により記録した手続の実施の経緯及び条件の概要

(1) 施行規則第22条の7第11号の規定により記録した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の概要

当社設備部門は、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続するために実施した接続約款又は接続に関する協定に基づく手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件を記録し、保存しています。

納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の概要は以下のとおりです。

① 手続の実施の経緯の概要

他の電気通信事業者から平成23年11月30日以降に申込まれ、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に完了した手続についての件数と平均日数（申込日～回答日、申込日～提供可能日、申込日～工事完了日）。

② 当該手続に係る接続の条件の概要

他の電気通信事業者から平成23年11月30日以降に申込まれ、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に完了した手続についての、接続約款又は接続に関する協定に規定する納期。

接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

具体的な納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の概要については別添資料9-1のとおりです。

(2) 施行規則第22条の7第12号の規定により記録した手続の実施の経緯及び第一種

指定電気通信設備を用いるための条件の概要

当社設備部門は、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間において実施した手続の実施の経緯及び当該第一種指定電気通信設備を用いるための条件を記録し、保存しています。

納期に着目した手続の実施の経緯及び条件の概要は以下のとおりです。

① 手続の実施の経緯の概要

当社設備部門以外の部門から平成23年11月30日以降に申込まれ、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に完了した手続についての件数と平均日数（申込日～回答日、申込日～提供可能日、申込日～工事完了日）。

② 条件の概要

当社設備部門以外の部門から平成23年11月30日以降に申込まれ、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に完了した手続についての、接続約款または接続に関する協定に規定する納期。

接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

具体的な納期に着目した手続の実施の経緯及び第一種指定電気通信設備を用いるための条件の概要については別添資料9-2のとおりです。

チ. 施行規則第22条の7第14号及び第15号の規定により行った監視の結果

(1) 施行規則第22条の7第14号に定める要件に基づき、設備部門から独立した監視部門が実施した監視の結果及び方法は以下のとおりです。

当社設備部門が、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続するために、他の電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件について記録・保存した内容に基づき、接続約款又は接続に関する協定の規定によるものであることを確認しています。

当社設備部門が、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために、設備部門以外の部門との間において実施した手続の実施の経緯及び当該第一種指定電気通信設備を用いるための条件について記録・保存した内容に基づき、接続約款又は接続に関する協定の規定に準ずるものであることを確認しています。

納期に着目し、他の電気通信事業者又は当社設備部門以外の部門から平成23年1

1月30日以降に申込まれ、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に完了した手続についての件数と平均日数（申込日～回答日、申込日～提供可能日、申込日～工事完了日）及び接続約款又は接続に関する協定に規定する納期の遵守率により検証した、手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件に関する監視の結果は別添資料10のとおりです。

なお、監視部門において、上記に関して設備部門より提示された手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の概要が虚偽でないことを確認するため、根拠となる記録方法、保存方法、及び抽出方法について、設備部門に説明を求め、その内容を確認しました。

(2) 施行規則第22条の7第15号に定める要件に基づき、設備部門から独立した監視部門が実施した監視の方法及び結果は以下のとおりです。

監視部門が、へにおいて記載した管理の項目ごとの遵守状況について、書面による確認、及び設備部門が実施した四半期点検の結果の確認を実施するとともに、本社及び支店の設備部門を訪問し、その遵守状況を実地にて確認した結果、問題はありませんでした。

具体的な監視の結果は、以下のとおりです。

① 設備部門の体制

接続関連情報に関する規程において、情報管理責任者を補佐するものとして配置することとしている接続関連情報適正利用管理者について、本社においては設備部門を構成する各組織の長、支店においては支店長を当該管理者として定めていることを確認しています。

② 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務の禁止

平成25年3月31日時点で、当社の社員等のうち、複数の職務を兼ねている全ての社員等について、その兼務先を確認したところ、設備部門と設備部門以外の部門を兼務している社員等は存在しないことを確認しています。

③ 設備部門と設備部門以外の部門の居室の分離

平成25年3月31日時点で設備部門が所在する居室は [REDACTED] (ゲート数にして [REDACTED]) あり、その全てについて電子的認証装置や監視カメラ等が設置されていることを確認しています。

④ 研修の実施

木に記載した研修の内容について、研修教材等を確認し、設備部門の設置、兼務

の禁止、居室の分離、システム利用権限の管理等、設備部門の社員等が接続関連情報を取り扱うにあたり必要な内容が盛り込まれていることを確認しています。

また、平成24年9月1日から平成25年3月31日までに設備部門が実施した以下の2つの研修について、研修受講対象となる全ての社員等が受講したことを確認しています。

- (1) 集合研修（対象は設備部門の組織の社員等を部下に持つ管理者（新任・転入者）、および、各組織において管理者を補佐する社員等）

実施者数：[REDACTED]人（実施率：100%）

- (2) e-ラーニング（対象は設備部門の業務に従事している社員等）

実施者数：[REDACTED]人（実施率100%）

⑤ システム利用権限の管理

平成24年度中、四半期ごとにシステム利用権限の付与状況の点検として、システムに現に設定されている権限とハニ記載した考え方で特定した適正な権限の適合を実施しています。その点検結果を確認し、システム利用権限が適正であることを確認しています。

⑥ 接続関連情報の持出し管理

「へ 電気通信事業法施行規則第22条の7第10号の規定により実施した管理の内容」(6)にて記載した管理の実施状況は、設備部門が実施した四半期点検の結果の確認、及び実地確認において適正になされていることを確認しています。

⑦ 委託先管理

委託契約（接続関連情報を提供するものに限る）については、「へ 電気通信事業法施行規則第22条の7第10号の規定により実施した管理の内容」(7)の管理に従い、秘密保持契約が盛り込まれていること、委託先の点検がされていることを、設備部門が実施した四半期点検の結果の確認、及び実地確認において確認しています。

リ、施行規則第22条の7第14号の規定により行った監視の結果、同条第12号の規定により記録した手続の実施の経緯又は条件の内容が同条第11号の接続約款又は接続に関する協定の規定に準ずるものでない場合において、手續又は条件を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由

監視の結果、本項目に該当する事項はありませんでした。

ヌ. 施行規則第22条の7第15号の規定により行つた監視の結果、接続関連情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由

監視の結果、本項目に該当する事項はありませんでした。

ル. イからヌまでの措置のほか、法第31条第5項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容

接続関連情報の取扱いのある監督対象子会社については、接続関連情報の目的外利用の禁止に係る規定の遵守を徹底するため、当該会社に対して行った監督の方法及びその実施状況は次のとおりです。

(1) 接続関連情報の取扱いのある監督対象子会社に対する監督の方法

① 合意書の締結

以下の内容を記載した合意書をそれぞれの監督対象子会社との間で締結しています。

[接続関連情報に関する合意書の内容]

- ・接続関連情報の目的外利用の禁止
- ・社内規程の制定及び無断での改廃の禁止
- ・当社の求めに応じた報告の実施

② 監督対象子会社における接続関連情報に関する規程の制定

①の合意に基づき、それぞれの社において、ニで記載した規程に準じた社内規程（以下、監督対象子会社における接続関連情報に関する規程という。）を制定させています。

(2) 実施状況

① 接続関連情報に関する合意書、監督対象子会社における接続関連情報に関する規程の制定

接続関連情報を取り扱う全ての監督対象子会社において締結・制定済みであることを情報セキュリティ推進部が確認しています（平成25年3月31日時点）。

② 接続関連情報を取り扱う部門の明確化

それぞれの監督対象子会社において、接続関連情報を取り扱う部門を明確化させており、当該会社に制定させた監督対象子会社における接続関連情報に関する規程の中で明記されていることを情報セキュリティ推進部が確認しています（平成25年3月31日時点）。

③ 接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間での兼務の禁止

監督対象子会社における接続関連情報に関する規程の定めに従い、接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを、情報セキュリティ推進部が次のとおり確認しています（平成25年3月31日時点）。

平成25年3月31日時点で、各社の社員等のうち、複数の職務を兼ねている全ての社員等について兼務先を確認したところ、接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門を兼務している社員等は存在していません。

④ 接続関連情報適正利用管理者の配置

監督対象子会社における接続関連情報に関する規程において定められたとおり、全ての監督対象子会社において接続関連情報適正利用管理者として代表取締役社長等があたっていることを情報セキュリティ推進部が確認しています（平成25年3月31日時点）。

⑤ 接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の居室の分離

接続関連情報の取扱いのある部門においては、接続関連情報の取扱いのある部門以外の部門の業務に従事する者が容易に入退室できないよう、電子的認証装置や監視カメラ等により管理を徹底しています。

平成25年3月31日現在で接続関連情報の取扱いのある部門が所在する居室は [] (ゲート数にして []) あり、その全てについて電子的認証装置や監視カメラ等が設置されていることを情報セキュリティ推進部が確認しています。

⑥ 研修の実施

監督対象子会社における接続関連情報に関する規程を遵守させるための研修の内容は、電気通信事業法改正の背景・概要、施行規則の求める要件、当該規程（設備部門の設置、兼務の禁止、居室の分離、システム利用権限の管理等）としており、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間に、接続関連情報の取扱いのある部門を対象に以下の2つの研修を実施しています。

上記の内容について、接続関連情報の取扱いのある部門の社員等が接続関連情報を取扱うにあたり必要な内容が盛り込まれていること、また、研修受講対象の全

の社員等が受講したことを情報セキュリティ推進部が確認しています。

- (1) 集合研修（対象は、委託業務を実施する組織のうち、接続関連情報の取扱いのある部門の社員等を部下に持つ管理者（新任・転入者）、および、各組織において管理者を補佐する社員等）

実施者数： [REDACTED]人（実施率：100%）

- (2) e-ラーニング（対象は、委託業務を実施する組織のうち、接続関連情報の取扱いのある部門の社員等）

実施者数： [REDACTED]人（実施率100%）

⑦ システム利用権限の管理

平成24年度中、四半期ごとにシステム利用権限の付与状況の点検として、システムに現に設定されている権限とハニ記載した考え方で特定した適正な権限の突合を実施しています。その点検結果を情報セキュリティ推進部が確認し、システム利用権限が適正であることを確認しています。

⑧ 接続関連情報の持出し管理

接続関連情報を当該居室から持出す場合には、持出す情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ることとしており、その旨を監督対象子会社における接続関連情報に関する規程に定めています。

その遵守状況は、各社が実施した四半期点検の結果の確認、及び実地確認において適正になされていることを、情報セキュリティ推進部が確認しています。

⑨ 再委託先の管理

- ・再委託契約の締結に際しては委託元の承諾を要すること、
- ・再委託先との間で、接続関連情報の保護・秘密保持に関する契約を締結すること、
- ・当該契約に定められている遵守事項について、委託先である監督対象子会社が点検を実施すること、

を監督対象子会社における接続関連情報に関する規程に定めています。

再委託契約（接続関連情報を提供するものに限る）については、上記の管理に従っていることを、各社が実施した四半期点検の結果の確認、及び実地確認において、情報セキュリティ推進部が確認しています。

なお、監督対象子会社ごとの実施状況については、別添資料11のとおりです。

3. 電気通信事業法第31条第2項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項

イ. 条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

(1) 電気通信設備の設置又は保守

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。(接続約款第95条、第95条の2・3・4・5)

(2) 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関し、「コロケーションスペース、電柱、管路・とう道」についての条件を接続約款及び「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」に定め公表することにより同等性を確保しております。(接続約款第95条)

(3) 情報の提供

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。
(接続約款第98条、第98条の2、第99条、第99条の2・3・4・6・7・8・9・10・11)

なお、「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報」を下記URLで開示しておりますが、コロケーション及びDSL回線に関する情報、光ファイバ関連情報、フレッツサービス（ISP事業者向け情報）については、「守秘義務契約」又は「相互接続協定」を締結している電気通信事業者に対して、ID及びパスワードを払い出した上で閲覧可能としております。

◇NTT東日本：<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/index.html>

(4) 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託 「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」 に関し、以下のとおり実施しております。

①利用契約締結

条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。(接続約款第68条(10))

②他社商品販売・取次等

収支が相償わない場合や自社商品と競合する場合を除き、次の考え方により実施しております、これを公表（H11.7.1）することにより同等性を確保しております。

・販売・取次

i. 販売手数料

販売手数料は、1件あたりの販売手数料単金に、販売件数を乗じて算定する額とする。

$$\text{販売手数料} = \text{販売手数料単金} \times \text{販売件数}$$

ii. 販売手数料単金

この場合、委託者の提示する販売手数料単金が、次の条件を満たしていれば受託する。

販売手数料単金 ≥ 社員 1人 1分あたりの作業単金 × 当該受託商品の販売に係る稼働時分

・問い合わせ対応・アフターフォロー

i. 手数料

手数料は、1件あたりの受付又は訪問に係る手数料単金に、受付又は訪問件数を乗じて算定する額とする。

$$\text{手数料} = \text{手数料単金} \times \text{受付又は訪問件数}$$

ii. 手数料単金

この場合、手数料単金が、次の条件を満たしていれば受託する。

手数料単金 ≥ 社員 1人 1分あたりの作業単金 × 1受付又は1訪問あたりの受託商品に係る問い合わせ対応・アフターフォロー稼働時分

(注)「社員 1人 1分あたりの作業単金」は、接続約款に規定している他事業者との取引に使用している作業単金をベースとした他事業者に共通の単金とする。

③債権譲受・料金回収及び料金請求回収代行の条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。（接続約款第 68 条(4)(5)(6)、第 80 条、第 81 条、第 90 条）

④他社商品料金回収代行

次の考え方により実施しており、これを公表（H12.7.10）することにより同等性を確保しております。

回収代行手数料

1件あたりの単金に、取り扱い件数を乗じて算定する額とする。

また、平成 14 年 4 月に回収代行手数料の見直しを行い、これを公表（H14.4.17）しております。

「単金型」と「料率型」の2種類の料金プランのうちいずれかを事業者が選択する。

【単金型】 1件あたり 150 円 ^{*1}

※1 単金型の場合、1事業者5,000件/月を超えた場合、超えた件数についての手数料は85円/件とする。

【料率型】

1件あたりの 平均請求額	手数料額
0～1,000円	請求金額の30% ※2
1,001～2,000円	請求金額の10%
2,001～5,000円	請求金額の 5%
5,001円～	請求金額の 3%

※2 料率型の場合の1件あたりの最低手数料額は85円とする。

平成20年6月に回収代行手数料プランの追加を行い、これを公表(H20.6.25)しております。

従来からの「単金型」と「料率型」に加えて、以下の条件すべてに該当する場合、「新単金型」の料金プランが選択可能。

- (i) 該当の回収代行商品について、弊社が販売受託契約している。
 - (ii) 該当の回収代行商品の支払方法について、弊社が回収代行として口頭受付している。
- 【新単金型】 1請求書あたり50円 + 1事業者あたり月額27万円

平成21年10月に回収代行手数料プランの追加を行い、これを公表(H21.10.14)しております。

従来からの「単金型」と「料率型」及び「新単金型」に加えて、以下の条件すべてに該当する場合、「新料率型」の料金プランが選択可能。

- (i) 該当の回収代行商品について、弊社が販売受託契約している。
- (ii) 該当の回収代行商品の支払方法について、弊社が回収代行として口頭受付している。
- (iii) 該当の回収代行商品の請求依頼について、1請求番号につき請求内訳1項目とする。

【新料率型】

1件あたりの平均請求金額の3.0%/1請求内訳あたり(50,000行/月まで)

1件あたりの平均請求金額の2.5%/1請求内訳あたり(50,001行/月以降)

平成24年6月に回収代行手数料プランの追加を行い、これを公表(H24.5.29)しております。

以下の条件すべてに該当する場合、以下の手数料プランによるサービス提供が可能

- (i) 該当の回収代行商品について、購入者がフレッツ・アクセス回線を利用しており、その回線から、インターネット上のWEBサイト等にて購入する。
- (ii) 該当の回収代行商品の購入時に、購入者の認証依頼および請求情報を即時に弊社まとめて支払いシステムに連携するプログラムを実装する。

【手数料プラン】

1 フレッツ・アクセス回線あたりの平均請求額に応じた手数料+消費税相当額

1 フレッツ・アクセス回線あたりの 平均請求額	手数料
0 ~ 600 円	当社が当該月に発行した請求書の件数に 30 円を乗じた額
601 ~ 900 円	請求額の 5 %
901 ~ 1,500 円	当社が当該月に発行した請求書の件数に 45 円を乗じた額
1,501 円 ~	請求額の 3 %

⑤ 料金請求書同封

料金請求を弊社に委託している事業者であれば、次の内容により実施することとしており、同等性を確保しております。

また、マイライン事業者協議会リーフレット同封の際に、同協議会において関係事業者の費用算出のために、次の内容を開示(H14.2)しております。

1回あたり、(70,000円+0.9円×同封数) × 1.1

なお、料金請求に関する内容を当該会社利用分のある利用者に限って実施するものであり、手数料については、最低取扱件数（50万件）を設定し、これを下回る場合については、当該件数見合いの手数料を支払うことを条件とする。

四 公表された条件によって実施した事項の実施状況

(1) 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守

平成24年度の実施状況は以下のとおりです。

① 自前工事

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	31 社	1 社	30 社
(ii) 件数	7,293 件	1,125 件	6,168 件

②受託工事

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	9 社	1 社	8 社
(ii) 件数	44 件	9 件	35 件

(2) 第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

平成 24 年度の実施状況は以下のとおりです。

①コロケーションスペース

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	17 社	1 社	16 社
(ii) 提供架数	3,658 架	642 架	3,016 架

②電柱

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	100 社	1 社	99 社
(ii) 提供本数	76,725 本	46 本	76,679 本

※一般賃貸を含む

③管路・とう道

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	14 社	1 社	13 社
(ii) 提供距離	23.6 km	9.9 km	13.7 km

※一般区間を含む

(3) 第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供

平成 24 年度の実施状況は以下のとおりです。

①ID、パスワードを払い出している事業者数

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
事業者数	559 社	1 社	558 社

②お客さま情報照会書作成

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 対象事業者数	6 社	1 社	5 社
(ii) 件数	117,829 件	115,307 件	2,522 件

③みなし契約者に関する宛名情報提供

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 対象事業者数	3 社	1 社	2 社
(ii) 件数	5,493 千件	4,083 千件	1,410 千件

(4) 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

平成 24 年度の実施状況は以下のとおりです。

①利用契約締結

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 対象事業者数	3 社	1 社	2 社
(ii) 件数	1,957 千件	—	—

②他社商品販売・取次等

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 対象事業者数	48 社	1 社	47 社
(ii) 商品数	129 商品	28 商品	101 商品

③債権譲受・料金回収

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 対象事業者数	9 社	1 社	8 社
(ii) 金額	112,784 百万円	74,965 百万円	37,819 百万円

請求回収代行

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 対象事業者数	2 社	1 社	1 社
(ii) 件数	1,583 件	955 件	628 件

④他社商品料金回収代行

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 対象事業者数	88 社	1 社	87 社
(ii) 商品数	268 商品	2 商品	266 商品

⑤料金請求書への同封

項目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 対象事業者数	2社	1社	1社
(ii) 回数	12回	0回	12回

二. 公表された条件によらないで実施した場合の理由、条件及びその実施状況

(1) 電気通信設備の設置又は保守

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものはありません。

(2) 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものはありません。

(3) 情報の提供

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものはありません。

(4) 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものはありません。

以上